〇富良野市環境基本条例
平成 13 年３月９日条例第３号
富良野市環境基本条例

目次
前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策（第７条―第 26 条）
第３章　地球環境保全の推進（第 27 条・第 28 条）
第４章　富良野市環境審議会（第 29 条）
附則

　富良野市は、北海道のほぼ中央にあり、東方に大雪山系十勝岳、西方に夕張山系芦別岳がそびえ、南方には良好に保たれた天然林の大樹海がある。
市域の西方は、この二つの山並みに囲まれて南北に伸びたほぼ長円形の盆地が形成され、その中央部を石狩川支流の空知川が、南から西北方に貫流し、網の目のように巡らす大小の河川は大地を潤し、郷土の大部分を覆う緑豊かな森林が清涼な大気を育み、美しい四季と雄大な自然を創りだしている。この水と緑豊かな自然環境と地理的条件に恵まれた中で、農業と観光が調和した都市として発展してきた。
　しかし、私たちは自然の生態系を構成する一員でありながら、資源やエネルギーを大量に消費し、私たちの身近な環境に様々な公害や負荷を与え、人類の生存基盤である地球環境にも影響が及ぶまでに至った。私たちがこのまま大量生産、大量消費、大量廃棄の生活を続けている限り、生命の源である地球環境を損なう危機に直面するものである。
　私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を良好な状態で、将来に引き継ぐ責務を担っている。
　今こそ、私たちは環境への負荷を与えている生活様式や社会経済構造のあり方を見直し、広く環境に配慮した行動を起こさなければならない。
　このような認識のもと、私たちは、お互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げ、人と自然とが共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すため、ここに、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）
第１条　この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
（３）　公害　環境の保全の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）
第３条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行うものとする。
２　環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築にむけ、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行うものとする。

３　地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進するものとする。

（市の責務）
第４条　市は、市民の意見を反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
２　市は、環境への影響に係る施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について、配慮しなければならない。

（事業者の責務）
第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止や自然環境の適正な保全のため、自らの責任において必要な措置を行うとともに、廃棄物の減量に努めなければならない。
２　前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）
第６条　市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。
２　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
（基本方針）
第７条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
（１）　市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
（２）　人が自然と共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全する。
（３）　身近な自然環境、個性を活かした都市景観の確保、歴史的文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な環境を創造すること。
（４）　環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境に配慮した社会を実現するため、資源及びエネルギーの消費を押さえ、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。

（環境基本計画）
第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富良野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
（１）　環境の保全及び創造に関する計画目標
（２）　環境の保全及び創造に関する施策目標
（３）　環境の保全及び創造に関する重点施策
（４）　前３号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、富良野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境に関する報告）
第９条　市長は、市民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、公表するものとする。

（環境影響評価の推進）
第 10 条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業にかかる環境の保全及び創造に関して適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、既に行われた前項の事業のうち環境に著しい影響を生じていると認められるものについては、そ

の事業を行った者がその事業に係る影響について自ら適正に調査及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）
第 11 条　市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
２　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（経済的措置）
第 12 条　市は、市民及び事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
２　市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民、事業者又は民間団体に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備等）
第 13 条　市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境への負荷の低減及びその他の環境の保全に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用の推進）
第 14 条　市は、環境の負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の段階的及び循環的な利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）
第 15 条　市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境にやさしい持続可能な農業の促進）
第 16 条　市は、環境への負荷の低減と安全な食料の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用その他の措置により、環境にやさしい持続可能な農業が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、農業から生ずる廃棄物が適正に処理され、並びに循環的に利用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（野生生物の保護管理）
第 17 条　市は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）
第 18 条　市は、人と自然とが共生できる基盤として緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（良好な水環境の保全等）
第 19 条　市は、河川等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水環境及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（環境美化の促進）
第 20 条　市は、環境美化の促進及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第 21 条　市は、環境の保全及び創造について、市民、事業者及び民間団体が理解を深めるとともにその活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るものとする。
２　前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の支援）
第 22 条　市は、市民、事業者及び民間団体による環境の保全及び創造に関する自発的な活動がより効果的に推進されるよう、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

（情報の収集及び提供）
第 23 条　市は、環境教育及び環境学習の推進並びに前条の規定による市民等の自発的な活動の支援に資するため、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に収集し、提供するように努めるものとする。

（調査等の実施）
第 24 条　市は、環境の保全及び創造に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、監視、測定、試験及び検査に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）
第 25 条　市は、環境の保全及び創造を図るために広域的な組織を必要とする施策の実施に当たっては、国、道及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（施策の推進体制の整備）
第 26 条　市は、各機関が緊密に連携して、環境の保全及び創造に関する施策の調整を図るとともに、施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。
２　市は、市民、事業者及び民間団体と協力して環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するように努めるものとする。

第３章　地球環境保全の推進
（地球環境保全に資する施策の推進）
第 27 条　市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）
第 28 条　市は、国、道及び他の地方公共団体と連携し、環境の保全及び創造に関する技術、情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第４章　富良野市環境審議会
（環境審議会）
第 29 条　環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、富良野市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
（１）　環境基本計画に関すること。
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
３　審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
４　審議会は、委員 20 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　関係行政機関の職員
（３）　関係団体を代表する者
（４）　一般公募による者
５　委員の任期は２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。
（富良野市環境審議会条例の廃止）
２　富良野市環境審議会条例（平成 11 年条例第 11 号）は、廃止する。
（経過措置）
３　この条例の施行の際、富良野市環境審議会条例による審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日においてこの条例による審議会の委員とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が富良野市審議会条例により委嘱された日から起算する。